



福井労働局発表  
平成29年12月13日

照	職業安定部職業対策課
会	課長 吉村 勝行
	課長 補佐 谷口 敏樹
	地方障害者雇用担当官 富田 道治
先	電話 0776-26-8613
	内線 (5222)

## 平成29年 障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業の雇用障害者数、実雇用率、ともに過去最高 ～

福井労働局では、このほど、県内民間企業や公的機関などにおける平成29年の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、及び精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <民間企業>（50人以上規模の企業、法定雇用率2.0%）（第1～4表）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
  - ・雇用障害者数は2,632.5人で、前年比6.7%（165.5人）増加。
  - ・実雇用率は2.40%で、前年比0.09ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は58.6%で、前年比1.8ポイント上昇。

#### <公的機関>（法定雇用率2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%）

- 雇用障害者数及び実雇用率は、次のとおり。
  - ・知事部局：雇用障害者数91.5人（89.5人）、実雇用率2.39%（2.32%）
  - ・県教育委員会：雇用障害者数124.0人（127.5人）、実雇用率2.20%（2.26%）
  - ・県警察本部：雇用障害者数8.0人（8.0人）、実雇用率2.29%（2.30%）
  - ・市町村：雇用障害者数180.5人（183.5人）、実雇用率2.26%（2.30%）
- ※（ ）内は前年の値

#### <独立行政法人など>（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
  - ・雇用障害者数7.0人（7.0人）、実雇用率4.26%（4.02%）
- ※（ ）内は前年の値

#### <障害者法定雇用率の引上げについて>

- 障害者雇用促進法施行令の改正に伴い、平成30年4月1日から法定雇用率が民間企業で現行2.0%から2.2%、県教育委員会2.2%から2.4%、その他の公的機関2.3%から2.5%にそれぞれ上げられる。（但し、それぞれ3年を経過する日より前に0.1%上げられる。）

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### (1) 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

#### ① 対象企業数

2.0%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数 50 人以上規模の企業）の数は、652 社（前年 651 社）で、過去最高となった。

#### ② 雇用されている障害者の数

2,632.5 人で、前年より 165.5 人（対前年比 6.7%増）増加した。身体障害者は 59 人、知的障害者は 54.5 人、精神障害者は 52 人増加した。

#### ③ 実雇用率

実雇用率は、2.40%（前年 2.31%）となった。

法定基礎労働者数が 2817.5 人増加したのに対し、雇用された障害者数も 165.5 人増加した。

#### ④ 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は 58.6%（前年 56.8%）で、前年に比べ 1.8 ポイント（12 社）増加した。

なお、全国の実雇用率は、1.97%（前年 1.92%）で、法定雇用率達成企業の割合は、50.0%（前年 48.8%）となった。

### (2) 企業規模別状況（第2表）

#### ① 雇用されている障害者の数

「100～300 人未満」規模の企業（263 社、全企業の 40.3%）において 1,162 名と最も多くの障害者が雇用されており、次いで「50～100 人未満」規模の企業（333 社、全企業の 51.1%）において 538.5 名と、多く雇用されている。

#### ② 実雇用率

「100～300 人未満」、「300～500 人未満」規模の企業において、最も高い数値（2.64%）となっており、「500～1,000 人未満」規模の企業で、1.78%と法定雇用率 2.0%を下回っている。

#### ③ 法定雇用率達成企業割合

「1,000 人以上」規模の企業において、最も高い数値（87.5%）となっており、「50～100 人未満」「500～1,000 人未満」規模の企業において、平均値（58.6%）を下回っている。

### (3) 産業別状況（第3表）

#### ① 雇用されている障害者の数

「医療・福祉」（142 社、全体の 21.8%）924 名、次いで「製造業」（203 社、全体の 31.1%）の業種において 776 名と多くの障害者が雇用されている。

#### ② 実雇用率

特に、「医療・福祉」の業種において、5.06%と最も高い数値となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 福井県の機関 (第5表)

#### ①福井県知事部局 (法定雇用率 2.3%)

在職している障害者の数は、91.5人(前年 89.5人)、実雇用率は、2.39%(前年 2.32%)となっている。

#### ②福井県警察本部 (法定雇用率 2.3%) (第5表)

在職している障害者の数は、8.0人(前年 8.0人)、実雇用率は、2.29%(前年 2.30%)となっている。

#### ③福井県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) (第5表)

在職している障害者の数は、124.0人(前年 127.5人)、実雇用率は、2.20%(前年 2.26%)となっている。

### (2) 市町の機関 (法定雇用率 2.3%) (第5・6表)

福井県内各市町の機関(24機関)に在職している障害者の数は、180.5人(前年 183.5人)、実雇用率は、2.26%(前年 2.30%)となっている。

24機関中2機関が、法定雇用率未達成となった。

## 3 独立行政法人等における雇用状況

### 独立行政法人 (法定雇用率 2.3%) (第5表)

#### (1) 福井県立大学

在籍している障害者の数は、7.0人(前年 7.0人)、実雇用率は、4.26%(前年 4.02%)となっている。

第1表 障害者の雇用状況

平成29年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
652	115,129.5	109,582.5	1,600.0	738.5	294.0	2,632.5	2.40	382	58.6
前年値 651	112,163.0	106,765.0	1,541.0	684.0	242.0	2,467.0	2.31	370	56.8

- (注) 1. 法定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。(※除外率：障害者が就業困難な職種が相当の割合を占める業種ごとに、その除外する割合を法で定めたもの)  
 2. 重度身体障害者と重度知的障害者については、法に基づき1人を2人とみなしてダブルカウントで算定する。  
 3. 人数欄には、短時間労働者(20時間以上30時間未満)が含まれており、0.5人で算定している。

第2表 規模別障害者雇用状況

平成29年6月1日現在

項目 規模別 (人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	652	109,582.5	838.0	762.0	1,600.0	294.0	444.5	738.5	294.0	2,632.5	2.40	58.6
50~100人未満	333	23,556.5	184.0	172.0	356.0	30.0	110.0	140.0	42.5	538.5	2.29	57.4
100~300人未満	263	43,976.0	314.0	315.0	629.0	222.0	184.5	406.5	126.5	1,162.0	2.64	60.5
300~500人未満	29	10,908.0	90.0	68.0	158.0	10.0	55.0	65.0	64.5	287.5	2.64	65.5
500~1000人未満	19	12,703.0	88.0	80.5	168.5	18.0	21.5	39.5	18.5	226.5	1.78	36.8
1,000人以上	8	18,439.0	162.0	126.5	288.5	14.0	73.5	87.5	42.0	418.0	2.27	87.5

- (注) 1. 第1表と同じ  
 2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

平成29年6月1日現在

項目 産業別 (人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数								雇用率 (%)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数	⑧ 合計 ③+⑥+⑦		
合計	652	109,582.5	838.0	762.0	1,600.0	294.0	444.5	738.5	294.0	2,632.5	2.40	58.6
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
建設業	20	1,936.0	14.0	12.5	26.5	0.0	1.0	1.0	1.0	28.5	1.47	55.0
製造業	203	40,860.0	274.0	276.5	550.5	40.0	122.0	162.0	63.5	776.0	1.90	63.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.0
情報通信業	24	2,988.5	24.0	10.0	34.0	0.0	0.0	0.0	5.5	39.5	1.32	37.5
運輸・郵便業	29	3,480.5	12.0	22.5	34.5	2.0	16.5	18.5	5.5	58.5	1.68	51.7
卸売・小売業	111	21,383.5	130.0	133.0	263.0	6.0	59.0	65.0	53.0	381.0	1.78	44.1
金融・保険業	11	4,035.0	42.0	21.0	63.0	4.0	3.5	7.5	13.0	83.5	2.07	72.7
不動産業・物品賃貸業	4	454.5	4.0	3.0	7.0	0.0	2.0	2.0	0.0	9.0	1.98	75.0
学術研究・専門・技術サービス業	8	819.0	14.0	3.5	17.5	0.0	1.0	1.0	1.5	20.0	2.44	62.5
宿泊・飲食サービス業	16	1,549.0	10.0	10.0	20.0	2.0	3.5	5.5	2.5	28.0	1.81	56.3
生活関連サービス・娯楽業	22	2,790.0	44.0	18.5	62.5	10.0	10.0	20.0	7.0	89.5	3.21	54.5
教育・学習支援業	7	918.5	4.0	8.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	1.31	42.9
医療・福祉	142	18,269.5	192.0	168.0	360.0	230.0	206.5	436.5	127.5	924.0	5.06	69.7
複合サービス事業	14	4,052.0	46.0	21.0	67.0	0.0	11.5	11.5	6.0	84.5	2.09	57.1
サービス業	41	6,046.5	28.0	54.5	82.5	0.0	8.0	8.0	8.0	98.5	1.63	56.1

- (注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数 (人)	障害者数 (人)		雇用率 (%)	雇用率達 成事業所	達成事業所 の比率 (%)
				うち身体 障害者数			
49	303	67,132	852	852	1.27	173	57.1
50	275	58,356	740	740	1.27	175	63.7
51	266	51,629	774	774	1.50	161	60.5
52	300	57,499	831	831	1.45	180	60.0
53	279	55,054	826	826	1.50	166	59.5
54	298	57,332	816	816	1.42	166	55.7
55	306	59,108	899	899	1.52	169	55.2
56	331	60,976	1,037	1,037	1.70	223	67.4
57	342	63,908	1,119	1,119	1.75	238	69.6
58	338	63,500	1,087	1,087	1.71	226	66.9
59	351	65,643	1,107	1,107	1.69	230	65.5
60	381	68,827	1,143	1,143	1.66	234	61.4
61	381	69,836	1,120	1,120	1.60	240	63.0
62	374	69,270	1,103	1,103	1.59	229	61.2
63	411	71,316	1,225	1,132	1.72	255	62.0
元	420	72,979	1,239	1,137	1.70	263	62.6
2	438	76,333	1,273	1,144	1.67	272	62.1
3	439	77,571	1,277	1,153	1.65	261	59.5
4	438	79,058	1,321	1,192	1.67	263	60.0
5	436	79,249	1,319	1,176	1.66	257	58.9
6	447	78,725	1,396	1,192	1.77	266	59.5
7	437	77,084	1,421	1,155	1.84	270	61.8
8	439	78,054	1,414	1,134	1.81	261	59.5
9	462	80,966	1,435	1,163	1.77	267	57.8
10	446	80,622	1,398	1,113	1.73	253	56.7
11	489	81,682	1,471	1,141	1.80	243	49.7
12	492	81,443	1,489	1,109	1.83	247	50.2
13	482	80,970	1,513	1,110	1.87	245	50.8
14	473	78,719	1,461	1,044	1.86	234	49.5
15	460	75,931	1,433	1,005	1.89	232	50.4
16	495	81,595	1,470	1,047	1.80	250	50.5
17	501	83,091	1,523	1,067	1.83	256	51.1
18	523	85,915	1,637	1,118	1.91	271	51.8
19	549	89,815	1,761.5	1,184	1.96	282	51.4
20	548	90,342	1,824.5	1,219	2.02	294	53.6
21	548	89,056	2,000.5	1,267	2.25	306	55.8
22	537	88,313	1,988.5	1,223	2.25	295	54.9
23	568	96,947	2,127.0	1,308	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6

- (注) 1. 法定雇用率は、①昭和35年から42年まで現場の事業所1.1%、事務的事业所1.3%、②昭和43年から50年まで1.3%、③昭和51年から62年まで1.5%、④昭和63年から平成10年まで1.6%、⑤平成10年7月から1.8%、⑥平成25年4月から2.0%に定められた。
2. 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また平成23年からは短時間労働者（20時間以上30時間未満）を0.5人で算定している。
3. 障害者数は、次に掲げる者の合計である。
- 昭和63年～平成4年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者  
 平成5年～平成17年⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者  
 平成18年～⇒身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）  
 平成23年～⇒身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は1カウント重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント、短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は0.5カウント

第5表 地方公共団体等における障害者の在職状況

機 関	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
福井県知事部局 (2.3%)	3,822.0	91.5	2.39	0.0
	3,865.5	89.5	2.32	0.0
福井県警察本部 (2.3%)	350.0	8.0	2.29	0.0
	348.5	8.0	2.30	0.0
福井県 教育委員会 (2.2%)	5,646.0	124.0	2.20	0.0
	5,638.0	127.5	2.26	0.0
市町の機関 (2.3%)	7,985.5	180.5	2.26	4.0
	7,988.0	183.5	2.30	6.0
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.3%)	164.5	7.0	4.26	0.0
	174.0	7.0	4.02	0.0

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ③欄の実雇用率=②/①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第6表 市町機関における障害者の在職状況

H29. 6. 1現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者数	前年値	③実雇用率	④不足数	前年値	備考
合計	7985.5	180.5	*183.5	2.26	4.0	6.0	
福井市	1889.0	45.0	47.0	2.38	0.0	0.0	※特例認定あり
越前市	468.0	13.0	13.0	2.78	0.0	0.0	
鯖江市	298.0	7.0	7.0	2.35	0.0	0.0	
大野市	433.5	10.0	8.0	2.31	0.0	0.0	※特例認定あり
勝山市	256.0	7.5	7.0	2.93	0.0	0.0	※特例認定あり
敦賀市	859.0	19.0	20.0	2.21	0.0	0.0	※特例認定あり
小浜市	297.0	6.0	7.0	2.02	0.0	0.0	※特例認定あり
あわら市	282.0	7.0	7.0	2.48	0.0	0.0	※特例認定あり
坂井市	501.5	11.0	11.0	2.19	0.0	0.0	
永平寺町	303.5	6.0	7.0	1.98	0.0	0.0	
越前町	222.0	6.0	5.0	2.70	0.0	0.0	
池田町	104.0	0.0	0.0	0.00	2.0	2.0	27年度未達成
南越前町	172.0	5.0	5.0	2.91	0.0	0.0	
美浜町	116.0	2.0	3.0	1.72	0.0	0.0	
若狭町	220.0	5.0	5.0	2.27	0.0	0.0	
おおい町	171.0	4.0	4.0	2.34	0.0	0.0	※特例認定あり
高浜町	164.0	3.0	3.0	1.83	0.0	0.0	
越前市教育委員会	209.0	6.0	6.0	2.87	0.0	0.0	
鯖江市教育委員会	60.0	1.0	1.0	1.67	0.0	0.0	
坂井市教育委員会	118.5	2.0	2.0	1.69	0.0	0.0	
越前町教育委員会	69.0	1.0	1.0	1.45	0.0	0.0	
市立敦賀病院	216.5	4.0	4.5	1.85	0.0	0.0	
公立小浜病院組合	502.5	9.0	7.0	1.79	2.0	4.0	27年度未達成
坂井市立三国病院	53.5	1.0	1	1.87	0.0	0.0	

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ③欄の実雇用率=②/①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※備考欄の「特例認定」とは、厚生労働大臣の認定を受け、市・町長部局と市・町教育委員会が一体的な機関として取り扱われているもの。
- \*大野市教育委員会の障害者数2名を含む。

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10% ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成 16 年 4 月 1 日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成 22 年 7 月 1 日から当該除外率を一律 10% 引き下げている。



◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成 22 年 7 月 1 日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを 0.5 カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1 カウント  
◎ = 2 カウント  
△ = 0.5 カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて  
短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成 22 年 7 月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを 0.5 カウントとすることとしている。

【実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \times 2.0\%$$

法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）※※

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない。

※※ 小数点以下は切捨てる。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

なお、平成 25 年 4 月 1 日より法定雇用率が引き上げられている。

- |               |                                  |      |
|---------------|----------------------------------|------|
| ○ 民間企業        | 一般の民間企業                          | 2.0% |
|               | （50 人以上規模の企業）                    |      |
|               | 特殊法人                             | 2.3% |
|               | 労働者数 43.5 人以上規模の<br>特殊法人及び独立行政法人 |      |
| ○ 国、地方公共団体    |                                  | 2.3% |
|               | （43.5 人以上規模の機関）                  |      |
| ○ 都道府県等の教育委員会 |                                  | 2.2% |
|               | （45.5 人以上規模の機関）                  |      |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって 1 人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については、1 人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5 人分としてカウントされる。

◎平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

**留意点**

①

**対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。**

▶ **従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

**留意点**

②

**平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。**

- ※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
- ※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

